

規定例

自発的な職業能力開発に対する支援制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社員の自発的な職業能力の開発・向上を目的として、社員に対して自発的な職業能力開発に対する支援をするため有給教育訓練休暇(以下「訓練休暇」という。)の付与及び費用を援助する取扱いについて定める。

(訓練休暇の付与)← 職業能力開発休暇制度に係る規程

第2条 訓練休暇は、職業能力開発・向上を目的として教育訓練を受講するために休暇を申し出た者に与える。

(訓練休暇付与日数)

第3条 訓練休暇の付与日数は、1件につき1年以内とする。
ただし、社員の申し出に応じ1時間単位での訓練休暇を付与できるものとする。

(訓練休暇取得の手引き)

第4条 訓練休暇の付与を希望する者は、原則として教育訓練実地の2ヶ月前までに、次の事項を明記した書類を添えて、所属長又は職業能力開発推進者を經由して、会社に申し出るものとする。

1. 教育訓練の内容
2. 受講予定の教育訓練機関
3. 教育訓練実地の時期及び期間
4. 訓練休暇を受けたい日数
5. その他必要な事項

(付与の決定)

第5条 社員から訓練休暇の申し出があった場合、会社は、その内容を検討のうえ休暇付与の可否を決定する。
2 教育訓練受講日が会社の業務運営に支障をきたす場合には、必要に応じて計画を変更のうえ休暇付与を許可することがある。

(休暇中の賃金)

第6条 訓練休暇中は、所定労働時間勤務した場合に支払われる通常の賃金を支給する。

(費用の援助)← 自発的職業能力開発経費負担制度に係る規定

第7条 教育訓練の入学料・授業料・教材費・寮費及び交通費は、会社が全額援助する。

(費用援助手続き)

第8条 社員は、第7条の援助を受けようとする時は、所定の用紙に記載し、教育訓練に係る費用を証明する書類を添付のうえ、教育訓練が開始される14日前までに経理部に提出すること。

(援助の決定)

第9条 社員から費用の援助の申し出があった場合は、会社は、その内容を検討のうえ費用の援助の可否を決定する。